

フローラル共済株式会社

2017年7月7日

大雨による災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

◆今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

<1>大分県 日田市・中津市

<2>福岡県 朝倉市・朝倉郡東峰村

また、今後、これ以外の地域において同救助法が適用された場合も、上記と同様の措置を取らせて頂きます。

TEL : 0120-26-8160

(土日祝祭日を除く平日午前 9:00 より午後 18:00 まで)